

資料1 市民政策コメントの実施結果について

「第6期鳥取市介護事業計画・高齢者福祉計画（案）」 市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

<1回目>

1. 募集期間 平成26年11月10日（月）～平成26年12月1日（月）
2. 募集結果 8件（4項目）

No	分類	意見	意見に対する市の考え方
1	健康な人への 表彰制度につ いて	介護保険料削減策として、1年 間後期高齢者医療費・介護保険 費用がかからなかった人を対象に に表彰状及び記念品等ポイント カード的発想を導入したらどう か。	<p>ご意見の趣旨は、高齢者が健康を維持し、介護予防につなげるための励みになる施策について提案いただいたものと思います。</p> <p>このような目的の施策として、本市は、介護支援ボランティア制度を設けています。これは、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することで、高齢者がより健康で生きがいのある暮らしをおくることを目的にしています。高齢者が行ったボランティア活動にポイントを付与し、ポイントに応じて、介護支援ボランティア活動評価ポイント交付金として、一年間に最高5,000円を支給するものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、制度の更なる普及につとめ、介護予防を推進していきます。</p>
2	介護保険料につ いて	厚労省の示したワークシートに 沿って算出した数字のようだ が、介護保険サービスを抑制さ せる効果を發揮することになる ので、このような推測値の発表 はやめるべきです。	国は計画の作成指針において、高齢化が一段と進む平成37（2025）年に向けて地域包括ケアシステムの構築を見据えた将来推計を示して計画的に準備を進めるよう示しています。推計はサービス利用の抑制を目的とするものではなく、将来の介護需要と必要なサービス量及び保険料水準を示し、市町村でしっかりと議論をしながら準備を進めていくためのものでご理解ください。

No	分類	意見	意見に対する市の考え方
3		<p>拙速に開始しないこと。必要な介護の打ち切り・縮小が生じないよう適切な運用をはかること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の予防給付サービスの水準を継続させること ・サービスに見合う単価を設定すること ・適切な利用者負担を設定し、利用者の意向を尊重すること ・必要なサービス利用を制限する給付管理を行わないこと ・要介護認定を受ける権利を保障すること ・必要な事業を確保すること ・必要な財政支援を行うこと 	<p>現行の介護予防訪問介護・通所介護において、専門的なサービスを必要とする方が引き続き利用できる体制の確保に努めています。また、専門的なサービスに替わる比較的軽度な生活支援サービスなどの「多様なサービス」については、提供体制の確保や適正な単価の検討、サービス体系の周知などについて、事業者・利用者へご理解いただくことに一定の期間を要すると考えられることから、総合事業移行時期を平成29年4月としたいと考えています。</p>
4	介護予防・日常生活支援総合事業の実施について	<p>要支援者の通所介護や訪問介護の地域支援事業への移行の具体的姿が見えてきません。</p>	<p>総合事業への移行に当たり、新たに設けられた「多様なサービス」の類型が示されました。しかし、いずれのサービスも、地域の実情に合わせて検討することとされており、どのようなサービス形態の導入が望まれているか今後の把握が必要となります。</p> <p>生活支援体制の構築に当たっては、段階的に地域での育成支援を進めていく予定ですが、あくまで地域住民の自主的な活動を支援することが重要であり、サービス類型への当てはめや年次的な目標に縛られることなく支援を続けていくことが必要と考えます。</p>
5		<p>介護予防・日常生活支援総合事業の全体像が見えないまま、要支援者利用者が大きな不安を抱えている混乱期にスタートせずに、H29年度中にすべきです。</p>	<p>専門的なサービスが必要な方を想定し、現行のサービス水準・負担割合のまま移行することは可能となっていますが、事業者・利用者の方に予防給付から地域支援事業に移行することについての必要性をご理解いただくことが必要と考えています。</p>

No	分類	意見	意見に対する市の考え方
6		介護予防・日常生活支援総合事業の創設により要支援者等が増加すると思われるが、地域包括支援センター職員の体制強化と地域への拡散化（分散化）が必要だと思われます。	<p>総合事業への移行に際しては、「多様なサービス」に示されるような提供体制が確保できるかを十分検討していく必要があります、ご意見のとおり一定の期間を要すると考えられることから、移行時期を平成29年4月としたいと考えています。</p> <p>新たな総合事業においては、簡便にサービス利用につなげるために基本チェックリストにおいて判断することとされているため、地域包括支援センターの体制強化が必要となることが想定されます。今後、受け付け体制の確保について、事業量見込みや職員体制など、既存のセンターの現状も踏まえながら検討していきます。</p> <p>なお、要支援者等の増については、要支援相当のサービスが必要な方を利用につなげることが想定されているため、利用者の拡大は見込んでいません。</p>
7	第6期計画について	介護サービスの重点化、効率化、給付費の抑制といった国からの視点だけでなく、対象者がどんなサービスを必要としているか、その人らしい生活支援を中心させながら行うための方策は、など福祉の視点にたった計画にしてほしい。	<p>本計画には、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に沿って、地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組む事項を定めるとともに、従来から本市が実施しているさまざまな高齢者福祉施策を盛り込むこととしています。</p> <p>今後増加が見込まれる、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の方も安心して在宅生活を送れるよう、ニーズに応じたきめ細やかな生活支援サービスを充実させ、高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で日常生活を営むことができるよう、また、いつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう高齢者福祉施策を推進しようとするものです。</p>
8		市民政策コメントへの市民参加方法等について、重点項目を定めて意見が述べやすいように整理して、コメント募集する方法等の工夫が必要ではないか。	<p>本計画策定にあたっては、平成26年11月と平成27年1月の2回に分けて、市民政策コメントを実施することとしております。</p> <p>ご意見については参考にさせていただくとともに、わかりやすい意見募集となるよう心掛けていきます。</p>

<2回目>

1. 募集期間 平成27年1月9日(金)～平成27年1月28日(水)
2. 募集結果 8件(2項目)

【寄せられた意見、意見に対する市の考え方】

○介護保険料について

- ・介護保険料の引き上げは見合わせてください。
- ・介護保険は3年毎に値上がりを続けている。年金も勤労者の所得も減り続ける中で、これ以上の値上げは、高齢者の生活を圧迫するのでやめるべきである。国に対して、国の負担割合を増やして、これ以上の国民の負担が増えないように他の自治体とも力を合わせて声を届けて欲しい。
- ・12段階に分けていることは評価できる。消費税増税の先送りで第一段階を0.3ではなく0.45になると聞いているが、市の一般財源を使って、0.3にすべきである。本当は0.3でも高いと思う。0.2にして欲しい。
- ・平成37年度の保険料が示されているが、高すぎます。とても払えません。

(意見に対する市の考え方)

65歳以上の介護保険料については、高齢者人口の増加に伴う要支援・要介護認定者数の増加により、介護給付費の増加が見込まれることから、来年度からの第6期(H27～29)の保険料基準額は、現時点で年額77,000円(月額6,417円)と見込んでおり、現在の年額64,000円(月額5,333円)に対して13,000円(月額1,084円)の増額となる予定です。

保険料の設定に当たっては、算出した基準額を基に、所得や市民税の課税状況等によって保険料段階を設定します。また、保険料段階については、保険料が上昇することに伴い、収入の少ない方への配慮を行い、負担能力に応じたきめ細かな保険料負担段階の設定をするため、国の省令改正と本市独自の見直しにより、保険料段階を8段階から12段階に変更する予定としています。

国が創設を進めている公費による低所得者の保険料負担の軽減強化制度を活用し、新第1段階から新第3段階の保険料の負担割合を引き下げる予定です。(国1/2、県1/4、市1/4の公費負担による制度)

具体的な軽減の内容は、国の制度改革や介護報酬改定の動向を踏まえて決定します。

【国制度のイメージ】

平成27年4月からは

○新第1段階 国標準0.50 → 軽減後0.45 (軽減率0.05)

平成29年4月からは、

○新第1段階 国標準0.50 → 軽減後0.30 (軽減率0.20)

○新第2段階 国標準0.75 → 軽減後0.50 (軽減率0.25)

○新第3段階 国標準0.75 → 軽減後0.70 (軽減率0.05)

さらに、新第4段階は、市民税課税世帯ではあるものの、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計は80万円以下であり、第1段階の所得基準と同一であるため、基準額に対する負担割合を国標準0.90から0.85に、本市独自に引き下げる予定です。

最終的な保険料・所得段階別の料率は、介護報酬改定の影響、国の制度改革の動向を踏まえて算定します。

今後、保険料を抑制するための取り組みとして、介護予防事業や健康づくり、生活習慣病予防など健康指導と緊密に連携して取り組んでまいります。

○介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・現行予防給付サービスの水準を継続させること。
- ・サービスに見合う単価を設定すること。
- ・これ以上の利用者負担を増やさないこと。
- ・利用者の意向を尊重し、必要なサービス利用を制限する給付管理を行わないこと。

(意見に対する市の考え方)

新たな介護予防・日常生活支援総合事業について国が示しているガイドラインでは、①総合事業開始時点で既にサービスを利用しているケースで、ケアマネジメントでサービス利用の継続が必要と認められる場合は、継続利用に配慮すること。②また、新たな利用者についても、専門的なサービスが必要と認められる場合には利用に配慮することとされております。本市では、このガイドラインを参考に要支援等の方に十分配慮したサービス提供を適切に行うため、適切なアセスメントに基づきサービスが選択できるような仕組みとサービス提供体制の構築を進めていきます。

また、サービス単価の設定等については、総合事業ガイドラインにおいて、国の定める現行の予防給付の単価を上限とすることとされています。今後、新たなサービスの導入に当たっては、ご意見を参考に、適切な単価・費用負担となるよう併せて検討していきます。

資料2 介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会の開催について

(1) 鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の策定にあたり広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険事業計画・高齢者保健計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 老人福祉法第20条の8に定める老人福祉計画の作成に関すること。
- (2) 介護保険法第117条に定める介護保険事業計画の作成に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体の代表および公募したものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長に、必要を応じ部会を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉保健部高齢社会課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 団 体	備 考
藤 原 恒 夫	鳥取市社会福祉協議会	
岸 本 国 代	鳥取市老人クラブ連合会	
木 下 義 臣	鳥取市民生児童委員協議会	
村 山 洋 一	鳥取市自治連合会	
岩 城 隆 志	鳥取県老人福祉施設協議会	副委員長
加 藤 一 吉	鳥取県老人保健施設協会	委員長
徳 田 昌 子	鳥取市連合婦人会	
加 藤 達 生	鳥取県東部医師会	
小 濱 裕 幸	鳥取県東部歯科医師会	
安 田 昌 文	鳥取県理学療法士会	
鈴 木 妙	鳥取県看護協会	
中 嶋 直 己	鳥取県東部薬剤師会	
田 光 信 明	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	
野 沢 美恵子	認知症の人と家族の会鳥取県支部	
森 重 市	鳥取市地区社会福祉協議会連絡会	
竹 川 俊 夫	学識経験者（鳥取大学）	
林 哲二郎	公募委員	
四 宮 佑 一	公募委員	
花 木 克 夫	公募委員	

(2) 委員会の開催状況

- 第1回 平成26年2月17日（月）開催
第6期計画策定の概要説明及び本市の現状について
- 第2回 平成26年5月30日（金）開催
第6期計画に向けた課題等
- 第3回 平成26年8月28日（木）開催
全国介護保険担当課長会議資料の概要説明及び在宅医療・介護連携の課題について
- 第4回 平成26年10月31日（金）開催
重点的に取り組む事項及び介護サービス量と給付費、保険料の見込みについて
- 第5回 平成26年12月26日（金）開催
第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について
- 第6回 平成27年2月3日（火）開催
第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終案について審議

資料3 社会福祉審議会の開催について

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例

昭和48年鳥取市条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉施設の整備及び社会福祉事業の運営に関する基本的事項について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（2項…一部改正・3項…追加〔平成12年条例8号〕、2項…一部改正〔平成15年条例17号〕、1項…一部改正〔平成16年条例97号〕、2項…一部改正〔平成20年条例42号〕）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（2・3項…一部改正〔平成12年条例8号〕）

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（本条…一部改正〔平成7年条例1号〕）

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 児童福祉審議会条例（昭和28年鳥取市条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月29日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例（中略）第13条から第23条まで（中略）の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく委員は、この条例（中略）第13条から第23条まで（中略）の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則（平成15年3月28日条例第17号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第97号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年5月31日までとする。

附 則（平成20年9月24日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく委員は、この条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 団 体	備 考
松 浦 喜 房	鳥取県東部医師会	会長
山 根 滋 子	鳥取市連合婦人会	副会長
前 田 由 美 子	鳥取市社会福祉協議会	
竹 森 貞 美	鳥取市自治連合会	
木 下 義 臣	鳥取市民生児童委員協議会	
松 川 延 枝	鳥取市老人クラブ連合会	
渡 迂 憲	学識経験者（渡辺病院）	
森 脇 孟 子	鳥取市身体障害者福祉協会	
松 田 浩 幸	鳥取市保育園後援会連合会	
花 木 克 夫	公募委員	
塚 田 洋 子	公募委員	
出 村 二 葉	公募委員	
山 本 幸 子	東部地域代表（国府・福部）	
瀧 本 昭 良	西部地域代表（気高・鹿野・青谷）	
光 浪 弘 枝	南部地域代表（河原・用瀬・佐治）	

(2) 審議会の開催状況

平成27年2月12日（木）開催
 第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画案の諮問

(3) 答 申

平成27年2月12日（木）鳥取市長に答申

**第6期 烏取市介護保険事業計画
・高齢者福祉計画**

平成27年3月

発行／鳥取市福祉保健部高齢社会課
〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4
電話 (0857) 20-3451